江別市学校給食の在り方について

提　言　書

令和７年３月

江別市学校給食の在り方検討委員会

目　　次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３　江別市学校給食の在り方・・・・・・・・・・・・・・・　５

４　学校給食の提供手法に係る比較検討経過・・・・・・・　６

５　学校給食の提供手法に係る提言・・・・・・・・・・・・　７

６　学校給食の提供手法に係る提言＜付帯意見＞・・・・・　10

７　提言＜まとめ＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

＜参考資料＞

江別市学校給食の在り方検討委員会設置要綱・・・・・・・　12

江別市学校給食の在り方検討委員会委員名簿・・・・・・・　14

１　はじめに

江別市の学校給食は、昭和３７年に自校方式で始まりました。昭和４４年には、共同調理場が整備され、市内全校に対し、学校給食が提供されることとなりました。昭和４９年に、現在も稼働している対雁調理場が整備され、平成１３年に、元野幌のセンター調理場が整備されることで、現在の調理場体制となり、市内の市立小中学校２５校（小学校１７校、中学校８校）に対し、直営調理体制により、給食提供を行ってきているところです。

国においては、学校給食衛生管理の基準の制定（平成９年)、食育基本法の制定（平成１７年)、学校給食法の改正（平成２０年ほか）など、学校給食に関する法整備が行われていますが、その一方で、学校給食を取り巻く環境は、少子化、物価高騰、施設老朽化、人手不足、災害時対応、食品ロスなど、多種多様な課題に直面しており、江別市においても例外ではなく、特に、人手不足と施設老朽化は、喫緊の課題となっています。

安全・安心・安定した学校給食の必要性、そして、教育の一環としての学校給食の重要性が、より増していく中、これからも安全で安心なおいしい給食を安定的に提供し続けるための「江別市の学校給食の在り方」を検討するため、令和６年１月に、８名の委員から構成される「江別市学校給食の在り方検討委員会」を設置し、６月に第１回検討委員会を開催して以降、検討を重ねてきました。

本委員会では、江別市学校給食の現状、サウンディング型市場調査の結果、児童生徒・保護者・教職員に対するアンケート調査の結果、他自治体への視察情報等をもとに、学校給食の在り方や給食提供手法について、議論してきました。

この度、一定の結論を得ましたので、ここに提言書としてまとめます。
今後、江別市において、学校給食の提供手法等、市の方針を検討していくに当たり、参考とされることを期待します。

令和７年３月
江別市の学校給食の在り方検討委員会
委員長　小林　道

２　江別市学校給食の在り方検討委員会検討経過

No.	開催日時等	内容
1	令和６年６月５日（水） １８時１５分開始 江別市教育庁舎　大会議室	第１回江別市学校給食の在り方検討委員会 １　委嘱状の交付 ２　委員自己紹介 ３　教育委員会職員紹介 ４　開　会 ５　教育長あいさつ ６　委員長及び副委員長の選出 ７　議　題 （1）江別市学校給食の現状について （2）現状を踏まえた検討課題について （3）サウンディング型市場調査の実施について ８　その他 ９　閉　会
2	令和６年６月 26 日（水）～ 令和６年７月 24 日（水）	江別市立学校給食センターの学校給食提供事業に関するサウンディング型市場調査（参加事業者数：14 社）
3	令和６年８月２７日（火） １５時００分開始 江別市立学校給食センター ２階研修会議室	第２回江別市学校給食の在り方検討委員会 ◎　報　告 （1）これまでに実施した情報収集について ◎　議　題 （1）「安全性の確保」「児童生徒の安心」につながる取り組みについて （2）安定して学校給食を提供する手法について ◎　その他
4	令和６年９月 20 日（金）～ 令和６年 10 月 10 日（木）	江別市学校給食アンケート調査 児童生徒　1,531 件／8,752 人　（17.5%） 保護者　1,805 件／6,020 世帯（30.0%） 教職員　365 件／648 人　（56.3%）
5	令和６年 11 月８日（金） １５時００分開始 江別市立学校給食センター ２階研修会議室	第３回江別市学校給食の在り方検討委員会 ◎　報　告 （1）「安全性の確保につながる取り組み」及び「児童生徒の安心につながる取り組み」について（第２回在り方検討委員会検討事項） （2）学校給食アンケートの結果報告 ◎　議　題 （1）江別市学校給食の提供手法に係る比較検討 ◎　その他

No.	開催日時等	内容
6	令和６年 12 月 12 日（木） １８時３０分開始 江別市立学校給食センター ２階研修会議室	第４回江別市学校給食の在り方検討委員会 ◎　議　題 （1）民間事業者デリバリー方式導入案に係る検討について ・民間施設で調理された給食の試食 ・試食提供業者（民間事業者）への質疑応答 ◎　その他
7	令和６年 12 月 26 日（木） １５時００分開始 江別市立学校給食センター ２階研修会議室	第５回江別市学校給食の在り方検討委員会 ◎　報　告 （1）市民団体からの要望書の提出について （2）第４回在り方検討委員会(試食会)の質疑応答及びアンケート結果について ◎　議　題 （1）江別市学校給食の提供手法に係る比較検討 ◎　その他
8	令和７年２月４日（火） １５時３０分開始 江別市立学校給食センター ２階研修会議室	第６回江別市学校給食の在り方検討委員会 ◎　議　題 （1）江別市学校給食の提供手法に係る比較検討 ◎　その他
9	令和７年３月 17 日（月） １５時００分開始 江別市立学校給食センター ２階研修会議室	第７回江別市学校給食の在り方検討委員会 ◎　議　題 （1）江別市学校給食の提供手法に係る比較検討 （2）江別市学校給食の在り方に係る提言について ◎　その他
10	以降、開催状況に応じて追記	
11	令和７年〇月〇日（〇）	江別市教育委員会へ提言書を提出

全〇回の検討委員会を開催し、江別市学校給食の現状、サウンディング型市場調査結果、児童生徒・保護者・教職員に対するアンケート調査結果、他自治体への視察情報等を基に、学校給食の在り方や給食提供手法について、議論してきました。

3　江別市学校給食の在り方

江別市の学校給食が在るべき姿は、

子どもたちの笑顔があふれる、安全で安心な学校給食

であると考え、市の学校給食の特徴としては、

・食育の推進　　・地場産品（野菜）の活用

の２点があり、市の学校給食として守っていくべきものであると、検討委員会委員の総意となりました。

特に、地場産野菜の使用率は、例年４０％程度で推移しており、石狩管内の各市町村と比較しても高い数値となっていることは、市の学校給食の強みと言えます。
地元生産者と給食センターとで、地場産野菜に係る会議を開くなど、生産者との連携体制があってのことだと考えますので、継続をお願いいたします。
また、食育に関しても、食育基本法の主旨に則り、継続して推進されるべきものであり、現状維持ではなく、更に発展させていくことを望みます。
そのためには、各分野で食育を推進している部署が組織横断的に対応することや、栄養教諭・栄養士等の適正な配置、そして、児童生徒・保護者・学校・生産者等とのより深い連携が必要になると考えます。

こうした取り組みを進める上では、「江別市健康都市宣言」「江別市子どもが主役のまち宣言」の主旨に沿って実践されていく必要があると考えます。

江別市の学校給食の在るべき姿と特徴を守っていくためには、まず、給食提供の土台となる「安定した調理体制の確立」が必要不可欠です。安定した調理体制がなければ、給食を継続的に提供できません。

調理体制を整えた上で、学校給食摂取基準や学校給食衛生管理基準を遵守し、リスク分散（災害や食中毒等）、食物アレルギーへ対応していくことで、市が目指すべき学校給食が実現されるものと考えます。

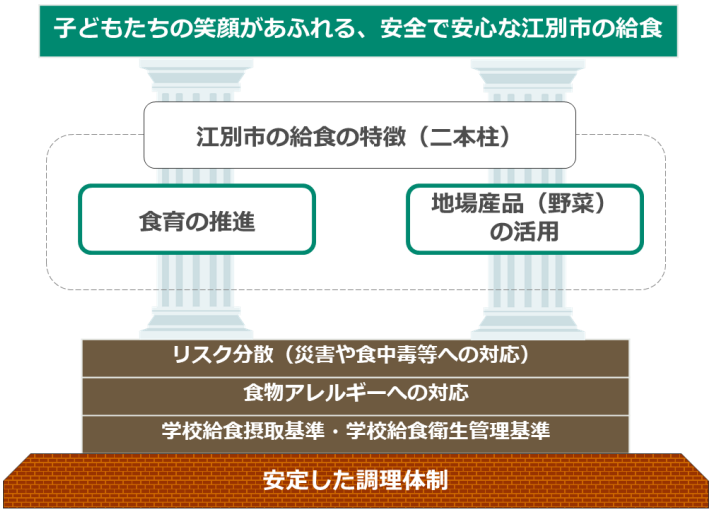

（図示）江別市の学校給食の在り方

4　学校給食の提供手法に係る比較検討経過

前段の「江別市の学校給食の在り方」を実現するための手段として、学校給食の提供手法について議論しましたので、以下に経過を記します。

給食提供に当たっては、あらゆる可能性から議論していくこととし、市が抱える課題である「人手不足」と「施設老朽化」の観点から、調理体制と施設更新について検討してきました。

調理体制

江別市は、これまで正職員の調理員と、会計年度任用職員の調理補助員による直営体制で給食を提供してきました。正職員の定年退職等が生じた際には、会計年度任用職員である調理補助員を配置することで、これまで体制維持を図ってきましたが、全国的な人手不足の問題により、安定した調理補助員の確保が難しい状況となっていることが伺えます。

人手不足は、全国的な問題であり、とりわけ調理員の確保の難しさは、有効求人倍率の状況からも見えてきます。安定した調理員等の確保による、調理体制の安定化は、喫緊の課題と言えます。

今後の安定した調理体制構築のため、現在の市の体制である「直営調理」と、他市町村で実施事例がある「調理委託」について、比較検討しました。

施設更新

江別市の共同調理場は、元野幌のセンター調理場が築２３年、対雁調理場が築５０年であり、他市町村の調理場と比較しても、対雁調理場の老朽化は、大きく進行している状況です。

安定した給食提供のためには、施設の更新を考えていく必要があり、更新方法として、①自校・親子方式 ②統合センター新築 ③対雁調理場新築 ④センター調理場の増築 ⑤民間事業者デリバリー方式導入の５つの案を比較検討しました。

安全・安心・安定の観点から、人手不足や施設更新に対する課題や給食提供の実現性等を整理した上で、評価項目を設定し、多角的な評価を行いました。

また、調理体制と施設更新は、個別に検討する事項でありつつも、相互に関係する事項でもあるため、今後の調理体制の検討と並行して、どの施設更新方法が望ましいか比較検討しました。

5-1　学校給食の提供手法に係る提言①

調理体制

「直営調理」と「調理委託」を比較検討した結果、

・直営調理は、経験と技術が継続されやすいメリットはあるが、調理員の欠員に伴う補充が柔軟に行いにくいなどのデメリットがあります。

・調理委託は、栄養教諭が食育に十分な時間をとることができるメリットはあるが、請負契約の関係上、調理員に対して、直接的な指導は行えないなどのデメリットなどがあります。

いずれの調理体制も、給食の質、衛生管理に差は生じないことを確認しました。

これまで江別市が培ってきた直営体制によるノウハウを生かすためには、できる限り直営体制を維持することが望ましいと考えられるが、人手不足に関する客観的データや他市町村へのヒアリングの結果から、現在実施している９０００食を、直営体制を維持しながら提供していくことは、そう遠くない時期に困難になると思われます。

安定した調理体制の確保は最優先事項であり、直営体制の規模縮小はやむを得ないものとし、民間事業者の活用も視野に入れた体制構築が必要と考えます。

施設更新

施設更新手法として、①自校・親子方式 ②統合センター新築 ③対雁調理場新築 ④センター調理場の増築 ⑤民間事業者デリバリー方式導入の５つを比較検討した結果、以下の３つの案は、今後の施設更新手法としては望ましくないと考えます。

①自校・親子方式

学校内のスペースの問題や費用面の課題が大きく、実現性は極めて低い

②統合センター新築

全面直営または全面委託の調理体制となる施設更新手法は、直営体制の規模縮小や安定した給食提供の体制構築の観点から難しい

④センター調理場の増築

増築後の調理場は、調理作業の動線確保に課題が残り、安全面及び安定した給食提供のリスクとなる

上段の調理体制に対する提言も踏まえ、**江別市の学校給食の提供手法は、センター調理場は、現施設での直営体制を維持した上で、③対雁調理場新築（調理体制は、委託） ⑤中学生への民間事業者デリバリー方式導入のいずれかの手法が望ましいとの結論に至りました。**

5-2　学校給食の提供手法に係る提言②

本委員会では、各給食提供手法について、メリット・デメリットや実現性等を比較検討し、センター調理場は、現施設での直営体制を維持した上で、対雁調理場新築（調理体制は、委託）、または、中学生への民間事業者デリバリー方式導入のいずれかが望ましいとしましたが、これ以上の議論を進めるためには、コスト面での比較は避けられないと考えます。

しかし、本委員会において、江別市の財政状況を踏まえて議論を進めることは困難であるとの見解に達したため、ここでは、先述の２案に対する比較検討材料を示すこととし、今後は、市において、施設建設費や財政状況等を含めて、慎重に議論した上で、学校給食の提供手法を決定することを望みます。

→２案の比較表は、Ｐ.９

5-3　学校給食の提供手法に係る提言③

給食提供手法の２案について、評価項目を設定し、評価したものを掲載します。

評価項目		対雁調理場新築（調理体制は、委託）		中学生への民間事業者デリバリー方式導入	
安全安定	人手不足への対応	△	これまでどおり調理場運営が２か所であるため、人員確保に改善は見込めない。	○	市による調理場運営が１か所になるため、これまでよりも人員の確保を行いやすい。
	施設老朽化への対応	○	対雁調理場を新築するため、対雁調理場の老朽化解消につながる。ただし、センター調理場は築年数が進む。	○	対雁調理場を廃止するため、対雁調理場の老朽化解消につながる。ただし、センター調理場は築年数が進む。
安心	食育	○	栄養教諭の配置人数は現状維持となるため、現状と同様な食育の推進ができる。	△	栄養教諭の配置人数が減る見込みであるため、食育推進に工夫が必要である。
	アレルギー対応	○	これまでどおりのアレルギー対応ができる。	○	これまでのアレルギー対応に加え、対応品目数増の余地がある。
その他	雇用継続（正職員）	○	これまでどおりの体制であるため、雇用の継続が図られる。	○	市所有施設からの提供食数が減り、安定した調理体制を維持しやすい。 職員の集約により、雇用の継続が図られる。
	建設費・運営費	○	3000食規模の調理場を新築する建設費がかかる。 これまでと同様の運営費が見込まれる。	◎	民設民営により、効率的な運営が行われる。センター調理場は、これまでと同様の運営費が見込まれる。
	将来性・柔軟性	△	将来的なセンター調理場の改築時に柔軟に対応できない。センター調理場の改築まで、２場体制の維持が必須となる。	◎	将来的なセンター調理場の改築時に柔軟に対応できる。市と民間による運営を併用することで、リスクが分散される。
	実現性	○	老朽化した対雁調理場を建て替えるだけであるため、建替方法にもよるが、実現性はある。	○	センター調理場に職員を集約することで、雇用継続や体制安定が図られ、費用面での優位性もあり、実現性はある。

※　<u>どちらの手法においても、センター調理場は、現施設での直営体制を維持</u>

※　評価の基準・目安

「◎」大きく改善が見込まれるもの　　「○」現状維持、ややプラスのもの

「△」やや後退するもの　　「×」現実的でないものや学校給食が大きく損なわれるもの

江別市学校給食の在り方検討委員会　給食提供手法比較表

令和７年３月１７日時点

		対雁調理場新築 （調理体制は、委託）	中学生への民間事業者 デリバリー方式導入案
概要		対雁調理場食数分の調理場を新築 ・献立作成は、小・中学生ともに市の責任において実施 ・センター調理場は、直営調理 ・新築調理場は、調理委託	民間施設を活用して、中学生の給食を提供 ・献立作成は、小・中学生ともに市の責任において実施 ・小学生は、センター調理場で調理・提供（直営調理） ・中学生は、民間施設で調理・提供
調理場体制		＜直営調理＞ センター調理場 ／ 現対雁調理場 建替 ／ ＜調理委託＞ 新設調理場	＜直営調理＞ センター調理場 ／ 現対雁調理場 移管 ／ ＜調理委託＞ 民間施設
道費栄養教諭の基準上の配置		５名（現状からの増減±０名）	３名（現状からの増減△２名）
栄養教諭の配置に係る対応		献立作成や食育推進等のために、道費栄養教諭の配置で不足する場合は、市費栄養教諭、栄養士を配置する。	
献立作成		献立は、栄養教諭による作成・チェック体制により実施し、市の責任において給食を提供する。	
調理のチェック体制		両調理場の調理に対しては、栄養教諭が、衛生管理基準等に則り、調理員や現場責任者等と連携し、チェックする。	民間施設での調理に対しても、栄養教諭が調理場へ赴き、衛生管理基準等に則り、現場責任者等と連携し、チェックする。
食育の推進		・栄養教諭の適切な配置 ・食育を所管する部署との組織横断的な対応（他部署が実施する生活習慣予防教室、農業体験学習等との連携） ・民間企業の食育ノウハウを活用した事業を展開（民間企業が持つ食育プログラム等） 等により、これまでの食育の推進を維持・向上することができる。	
地場産食材の活用		食材調達等の運営方法は大きく変わらないため、 これまで同様に、地場産食材を活用することができる。	調理場の市内設置や、業務委託時に市と同様の食材選定基準を設ける等により、これまで同様に、地場産食材を活用することができる。
「食育の推進」「地場産食材の活用」への対応		江別市の学校給食の特徴である「食育の推進」と「地場産食材の活用」を維持・向上していくためには、 市の責任において実施し、この２点をしっかりと守っていく姿勢が、何よりも重要である。	
配送距離・施設立地条件		各学校への配送距離や、地場産食材等の納品を考慮すると、江別市内での設置を第一優先とする。	
リスク分散		食中毒や災害リスクの分散の観点から、２場体制となることは望ましい。調理員の確保や調理体制を官民で分散し、包括協定等により災害に備えることは、強みになる。	民間施設含め、２場体制となることは望ましい。 食材調達、調理員の確保、調理体制を官民で分散し、包括協定等により災害に備えることは、強みになる。
防災機能への考え方		市の防災担当部署と協議し、給食センターが担うべき防災の役割を整理し、建て替え時に機能として盛り込む。	民間施設においては、災害時も、継続して給食を提供できるよう、自家発電を備えることや、予め調理員の動員に関して取り決めるなど、災害に強い体制を要望する。
将来的な「児童生徒数の減少」や「センター調理場の改築」に対する視点		現状の児童生徒数に応じて、建て替えることになるため、児童生徒数が減少した場合は、センター調理場を改築するまで、両調理場とも過大な施設となる。	児童生徒数が減少した場合は、センター調理場を改築するまで、センター調理場のみ、過大な施設となる。
事業（移行）期間		新調理場は、建て替えまで５年程度要するため、建物の建替時期と調理委託の開始時期は、個別に考え、人手不足による給食停止が生じないよう進める必要がある。	体制移行には最低２年程度要する。 民間施設新設に係る工期が延びた場合は、事業期間も合わせて延びる可能性がある。
１食単価（食材費）		現状と同額	中学生は、現状よりも下がる場合がある。
アレルギー対応		パンの代替品、製品・カップ納豆の代替品、 卵料理の除去食	（参考：他自治体事例） 除去対応・２８品目ｱﾚﾙｷﾞｰ代替・２８品目ｱﾚﾙｷﾞｰ以外代替
メリット		一部調理委託となるものの、現状の運営体制から大きく変更が生じない。	官民によるリスク分散に関して優位性がある。 将来的なセンター調理場の改築を柔軟に検討しやすくなる。 施設維持に係るコストを削減できる。
デメリット		人件費、運営費の削減は見込めない	食材調達や調理施設など運営体制に変更が生じた場合、対応が必要となる。
		２場体制を維持・継続が必要。問題の先送りとも言える。	道費栄養教諭は配置減となる。
物価高騰・建設費高騰		今後も物価上昇が考えられるため、建設費等の高騰に与える影響は大きい。調理委託料への影響も考えられる。	今後も物価上昇が考えられるため、業務委託料への影響が考えられる。
参考	建設費用概算（税抜）	25億円	―
	年間運営経費	4億8,010万円	5億1,370万円
	２０年間で要するコスト（施設建設費含む）	119億2,120万円	102億7,470万円

※金額は、令和６年１１月時点

6　学校給食の提供手法に係る提言＜付帯意見＞

今後、江別市において、給食提供手法に係る方針を決定していくに当たって、
・更に検討を深めていただきたい内容
・議論を進める中で委員から出た意見
を付帯意見として挙げます。

2案に対する付帯意見
子どもたちのことを第一に考え、安全で安心な給食を安定的に提供する手法とすること。
学校給食は「教育の一環」であり、市の責任において提供すること。
江別市の学校給食として、守っていくべきものを明確にした上で、検討を進めること。 本委員会において、江別市の学校給食は、「食育の推進」と「地場産食材の活用」が大きな特徴であり、更に発展させていくことが必要との意見があったことに留意いただきたい。
献立作成に当たっては、栄養教諭と連携ができる体制や、食材選定、調理内容については、栄養教諭や市が確認できるチェック体制を構築するよう進めること。
財政面での視点においては、保護者への負担及び行政への負担を考慮すること。
江別市健康都市宣言、江別市子どもが主役のまち宣言の主旨に沿った方針とすること。
将来的な「児童生徒数の減少」、「センター調理場の改築」等を踏まえて検討すること。
配送距離、リスク分散（食中毒、災害等）、防災機能等を十分に検討した方針とすること。
施設更新や調理委託を進める際は、他市町村の導入事例を情報収集し、仕様を作ること。
委託業者の選定については、過去の実績や経験を確認し、給食提供に係る必要な事項を仕様に盛り込み、委託業者から詳細なマニュアル等が提示されるようにするなど、信頼のおける業者に委託できるよう、選定条件を慎重に検討すること。

7　提言（まとめ）

江別市学校給食の在り方

「食育の推進」及び「地場産品（野菜）の活用」の維持・向上を図りつつ、**子どもたちの笑顔があふれる、安全で安心な学校給食を提供する。**

→詳細は、P.5

調理体制

直営体制と調理委託のいずれの調理方法においても、給食の質、衛生管理に差は生じないことを確認しました。

これまで江別市が培ってきた直営体制によるノウハウを生かすためには、できる限り直営体制を維持することが望ましいが、人手不足に関する客観的データ等からも、現在の直営体制の維持は、そう遠くない時期に困難になると思われます。

安定した調理体制の確保は最優先事項であり、直営体制の規模縮小はやむを得ないものとし、民間事業者の活用も視野に入れた体制構築が必要と考えます。

→詳細は、P.7

施設更新

江別市の学校給食の提供手法は、

センター調理場は、現施設での直営体制を維持した上で、

・対雁調理場新築（調理体制は、委託）

・中学生への民間事業者デリバリー方式導入

いずれかの手法が、望ましいと考えます。

今後は、江別市において、先述した２案の比較検討材料や付帯意見等を更に検証した上で、給食提供手法の方針を決定していただきたい。

→詳細は、P.7

以上を、江別市学校給食の在り方検討委員会からの提言といたします。

多様な立場の委員による、多角的な視点から議論を進めてきましたが、本委員会の性質上、コスト面での比較などは十分に議論することが難しく、一義的な結論とならなかったことをご理解ください。

本提言が、江別市の方針決定の一助となることを期待し、子どもたちの笑顔があふれる、安全かつ安心で、安定した学校給食の提供につながることを望みます。

江別市学校給食の在り方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和　年　月　日

江別市教育委員会
教育長　黒　川　淳　司

江別市学校給食の在り方検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市の学校給食について、これからも安心で安全なおいしい給食を安定的に提供し続けるために、江別市立小中学校における学校給食の今後の在り方を検討することを目的に、江別市学校給食の在り方検討委員会（以下「検討委員会」）という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 学校給食の在り方に関すること。

(2) 学校給食センターの運営体制に関すること。

(3) 学校給食センターの施設整備に関すること。

(4) その他学校給食の在り方に関し、教育長が必要と認めること。

（組織）

第３条　検討委員会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

(1) 市立小中学校代表者

(2) ＰＴＡ代表者

(3) 学識経験者

(4) 公募により選定された者

(5) その他教育長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から令和７年９月３０日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めるときは、委員の任期を延長することができるものとする。

３　委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関及び、団体等の役職を離れたときは、その役職の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

４　教育長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
２　委員長は、会議の議長となる。
３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
４　委員長は、委員以外の必要と認める者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
５　検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　検討委員会の庶務は、教育部給食センター業務係において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和　年　月　日から施行する。

（会議招集の特例）

２　この要綱による最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

江別市学校給食の在り方検討委員会委員名簿

任　期　自：令和６年　６月　５日
　　至：令和７年　９月３０日

氏　名	所属団体等	区分
○ 佐　藤　倫　夫	江別市小中学校長会	学校関係者
速　水　浩　子	江別市小中学校教頭会	学校関係者
香　川　友　理	江別市ＰＴＡ連合会	保護者
髙　田　興　介	江別市ＰＴＡ連合会	保護者
◎　小　林　　道	酪農学園大学	学識経験者
荒　川　義　人	学校法人吉田学園	学識経験者
松　本　麻　美	公募	市民公募
海　保　富　江	公募	市民公募

◎：委員長　　○：副委員長